

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年1月22日
照会部署名 福島事務センター管理厚年適用グループ
照会担当者 (一般職) 押山 慶輔
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

確認済

(案件)

(受付番号) No. 2010-69	一時帰休解消による月額変更届について
-----------------------	--------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

昭和50年3月29日保険発25号・府保険発第8号通知について、一時帰休の状態が解消したときも隨時改定の対象とすることとなるが、以下の場合も対象となるかご回答願います。
一時帰休開始により給与が下がったが、2等級以上の差がないため月額変更に該当しなかつた者が、一時帰休解消により、給与が上がり（固定的賃金の変動はなく）、2等級以上の差が生じた場合は、月額変更に該当するのか。

(回答) 事例については

当該通知で示している随時改定とは、あくまでも「休業手当等をもって標準報酬の決定又は改定を行った後に一時帰休の状況が解消したとき」のみに限定されるものであるため、ご照会の事例については随時改定の対象とはならない。

回 答 日 平成 22 年 2 月 3 日

回 答 部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回 答 作成者 (一般) 村上 泰史

連 絡 先

メーラアドレス

主 管 担 当 部 署 の 長 の 確 認

(軽微なものについてはグループ長)

山上